

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章 ～ 第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくろうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(7) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(8) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。</u></p> <p><u>(9) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。</u></p> <p><u>(10) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。</u></p> <p><u>(11) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。</u></p> <p><u>(12) ～(16)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>第71条～第80条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p>	<p>第1章 ～ 第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(6) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。</p> <p>(7) ～(11) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第71条～第80条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p>

通信料の適用	
(略)	(略)
(6)の2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i 契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（次の（ア）から（ク）のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金額単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>（ア）料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のAの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。</p> <p>（イ）当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。</p> <p>（ウ）X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。</p> <p>（エ）その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>（オ）特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。</p> <p>（カ）一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>（キ）音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。</p> <p>（ク）その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。</p> <p>イ Aの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信は2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。</p> <p>（ア）X i カケホーダイライトプランの適用を受けている場合（（イ）の適用を受ける場合を除きます。）であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）</p> <p>（イ）X i 契約者がAの（イ）から（ク）に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信。</p>
(略)	(略)

2～第7（略）

第3表～第6表（略）

別表（略）

通信料の適用	
(略)	(略)
(6)の2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i 契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金額単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>（ア）料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のAの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。</p> <p>（イ）その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>（ウ）特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき。</p> <p>（エ）電気通信事業者との金銭授受を目的に、その電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>（オ）当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。</p> <p>（カ）音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続する等、X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。</p> <p>（キ）その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。</p> <p>イ Aの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信は2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。</p> <p>（ア）X i カケホーダイライトプランの適用を受けている場合であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）</p> <p>（イ）X i 契約者がAの（イ）から（キ）に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信。</p>
(略)	(略)

2～第7（略）

第3表～第6表（略）

附 則（平成 27 年 12 月 16 日経企第 1525 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（N O T T V ご契約者様向けキャンペーンの適用）

3 当社は、この附則実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間において、1 の F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスについて、その契約者から申出があった場合であって、その F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスが（1）及び（2）の条件を満たしていることを当社が確認したときは、その申込を当社が承諾した日を含む料金月から起算して 3 料金月の間、各料金月において（2）を満たしているときは、その X i に係るデータ定額パック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の（8）の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の定額上限データ量（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の（8）の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に、1 G B（その X i 又は第 2 種 X i ユビキタスが（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の（8）の 3 に規定するデータ定額共有にかかる共有対象回線である場合はそのデータ定額共有の共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1 G B）を加算する取扱い（以下この附則において「N O T T V ご契約者様向けキャンペーン」といいます。）を適用します。

（1）本項で定める 1 の F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスについて、株式会社 m m b i が別に定める「N O T T V 利用規約」に規定する N O T T V サービス（定期契約プランを選択している者は除きます）の利用に関する契約を平成 27 年 11 月 1 日から平成 27 年 11 月 27 日までの期間中に 1 日以上締結していること。

（2）データ定額パックのいずれかを選択していること。

4 N O T T V ご契約者様向けキャンペーンの適用の申出は第 3 項に基づき申出した 1 の F O M A、X i、第 2 種 X i ユビキタスにつき 1 回限りとします。

5 N O T T V ご契約者様向けキャンペーンに係るその他の提供条件は、当社が別に定める「N O T T V ご契約者様向けキャンペーン特典利用規約」に定めるところによります。

（N O T T V ご契約者に関する解約金の適用除外）

6 1 の F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスについて、この附則実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間において、次の（1）及び（2）（以下この附則において「適用除外条件」といいます。）の条件を満たす定期契約又は第 2 種 X i ユビキタス定期契約の解除の申出があった場合に、その指定のあった F O M A、X i 又は X i ユビキタスが適用除外条件を満たしていることを当社が確認した場合は、その定期契約又は第 2 種 X i ユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しないものとします。

（1）株式会社 m m b i が別に定める「N O T T V 利用規約」に規定する N O T T V サービス（定期契約プランを選択している者は除きます）の利用に関する契約を平成 27 年 11 月 1 日から平成 27 年 11 月 27 日までの期間中に 1 日以上締結していること。

（2）F O M A サービス取扱所又は X i サービス取扱所において、当社が別に定める端末設備を F O M A 契約者、X i 契約者、第 2 種 X i ユビキタス契約者又はその関係者が購入した場合であって、その端末設備を利用端末として、当社に届け出ていること。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章 ～ 第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第81条の2～第84条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第85条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(7) F O M A サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(8) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。</u></p> <p><u>(9) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。</u></p> <p><u>(10) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。</u></p> <p><u>(11) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。</u></p> <p><u>(12) ～(16)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>第85条の2～第93条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p>	<p>第1章 ～ 第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第81条の2～第84条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第85条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(6) F O M A サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。</p> <p>(7) ～(11) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第85条の2～第93条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p>

通信料の適用	
(略)	(略)
(6)の2 第2種契約に係るFOMAの通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの第2種契約に係るFOMA契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)の(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。</p> <p>(イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。</p> <p>(ウ) FOMAサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。</p> <p>(エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。</p> <p>(カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、第2種契約に係るFOMA契約者がアの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのFOMA契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信は2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。</p> <p>ウ (略)</p>
(略)	(略)

2～第7（略）

第3表～第7表（略）

別表（略）

通信料の適用	
(略)	(略)
(6)の2 第2種契約に係るFOMAの通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの第2種契約に係るFOMA契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)の(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。</p> <p>(イ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(ウ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき。</p> <p>(エ) 電気通信事業者との金銭授受を目的に、その電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(オ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。</p> <p>(カ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続する等、FOMAサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、FOMA契約者がアの(イ)から(キ)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信は2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。</p> <p>ウ (略)</p>
(略)	(略)

2～第7（略）

第3表～第7表（略）

附 則（平成 27 年 12 月 16 日経企第 1525 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない F O M A サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（N O T T V ご契約者様向けキャンペーンの適用）

3 当社は、この附則実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間において、1 の F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスについて、その契約者から申出があった場合であって、その F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスが（1）及び（2）の条件を満たしていることを当社が確認したときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して 3 料金月の間、各料金月において（2）を満たしているときは、その F O M A に係るデータ定額パック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の（7）の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の定額上限データ量（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の（7）の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に、1 G B（その F O M A が（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の（7）の 4 に規定するデータ定額共有にかかる共有対象回線である場合はそのデータ定額共有の共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1 G B）を加算する取扱い（以下この附則において「N O T T V ご契約者様向けキャンペーン」といいます。）を適用します。

（1）本項で定める 1 の F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスについて、株式会社 m m b i が別に定める「N O T T V 利用規約」に規定する N O T T V サービス（定期契約プランを選択している者は除きます）の利用に関する契約を平成 27 年 11 月 1 日から平成 27 年 11 月 27 日までの期間中に 1 日以上締結していること。

（2）データ定額パックのいずれかを選択していること。

4 N O T T V ご契約者様向けキャンペーンの適用の申出は第 3 項に基づき申出した 1 の F O M A、X i、第 2 種 X i ユビキタスにつき 1 回限りとします。

5 N O T T V ご契約者様向けキャンペーンに係るその他の提供条件は、当社が別に定める「N O T T V ご契約者様向けキャンペーン特典利用規約」に定めるところによります。

（N O T T V ご契約者に関する解約金の適用除外）

6 1 の F O M A、X i 又は第 2 種 X i ユビキタスについて、この附則実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間において、次の（1）及び（2）（以下この附則において「適用除外条件」といいます。）の条件を満たす定期契約の解除の申出があった場合に、その指定のあった F O M A、X i 又は X i ユビキタスが適用除外条件を満たしていることを当社が確認した場合は、その定期契約に係る解約金の支払いを要しないものとします。

（1）株式会社 m m b i が別に定める「N O T T V 利用規約」に規定する N O T T V サービス（定期契約プランを選択している者は除きます）の利用に関する契約を平成 27 年 11 月 1 日から平成 27 年 11 月 27 日までの期間中に 1 日以上締結していること。

（2）F O M A サービス取扱所又は X i サービス取扱所において、当社が別に定める端末設備を F O M A 契約者、X i 契約者、第 2 種 X i ユビキタス契約者又はその関係者が購入した場合であって、その端末設備を利用端末として、当社に届け出ていること。